

地域計画(案)

策定年月日	令和7年3月31日
更新年月日	(令和7年6月 日)
目標年度	令和14年度
市町村名 (市町村コード)	丸亀市 37202
地域名 (地域内農業集落名)	城南 地区 下所(原田西三分一),三分一,西屋敷, 正面寺,東南,宮中,東部上,東部中西,下山の北,上山の北,田村上中,田村下番神,田村西,中屋敷,池上

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	94.1←(94.2) ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	23 ha
② 田の面積	92.4←(92.5) ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	1.7 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	0 ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	6.41 ha
(参考) 区域内における70才以上の農業者の農地面積の合計	52.1 ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	2.8 ha
(備考)	

注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。

2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。

3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。

4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。

5:(参考)の区域内における70才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。

6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

農業者70歳以上で後継者未定の農地2.8haに対し、中心経営体の引き受け意向面積6.41haと余裕があるが、市街化の進行する地域であり、まとまった農地の確保が難しく、担い手への集積は進みづらい状況である。

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

離農や規模縮小を希望する農業者等の農地については、農地中間管理事業を活用して中心経営体に集積する。新規就農者を確保し、地域の後継者として地域ぐるみでフォローアップし育成していく。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1)農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針			
公益財団法人香川県農地機構を活用した貸借を進め、担い手への農地の集積・集約化を基本としつつ、担い手の農作業に支障がない範囲で農業を担う者により農地利用を進める。			
(2)担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標			
現状の集積率	8.8	%	将来の目標とする集積率
			15.6 %
(3)農用地の集団化(集約化)に関する目標			
離農する農家が発生した場合には、隣接する担い手への集約化を進める。 担い手が耕作する農地の交換分合をすすめる集約化を図る。			

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1)農用地の集積、集団化の取組	
公益財団法人香川県農地機構を活用して、認定農業者や新規就農者、集落営農法人等を中心に団地面積の拡大を進めるとともに、担い手への農地集積を進める。	
(2)農地中間管理機構の活用方法	
地域の農地の貸借は公益財団法人香川県農地機構の活用を促進し、担い手の経営意向に沿った農地の集積・集約化を段階的に進めるとともに、将来的には担い手の効率的な営農に繋がる経営農地の集約化を目指す。	
(3)基盤整備事業への取組	
農業者の要望を踏まえて、費用に見合った用排水路等の基盤整備に取り組む。	
(4)多様な経営体の確保・育成の取組	
認定新規就農者等地域内の後継者育成や、外部からの雇用等も含め、労働力を確保するとともに、機械の共同利用等も検討していく。 労働力の確保が難しい経営体においては、経営規模や作物に合ったスマート農業技術やデジタル技術の導入により省力化や効率化を進め、農業経営の安定化を図る。 JA等関係機関と連携を図りながら、農民生産の効率化を図るとともに、地域雇用の確保を目指す。	
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組	
地域内で作業受託を行う事業体へ農作業の一部を委託することで、農作業の効率化を図り、農業経営を維持できる体制を作る。併せて、農業支援サービスを行う事業体の情報を集約し、地域内で情報共有することで、作業委託を必要とする経営体が積極的に活用できる環境整備を行う。	
以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)	
☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料
☐ ③スマート農業	☐ ④輸出
☐ ⑤果樹等	☐ ⑥燃料・資源作物等
☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設
☐ ⑨耕畜連携	☐ ⑩その他
【選択した上記の取組内容】	

4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)

城南

属性	農業を担う者 (氏名・名称)	現状			10年後 (目標年度:令和14年度)				
		経営科目等	経営面積	作業受託面積	経営科目等	経営面積	作業受託面積	目標地図 上の表示	備考
1 認農	30	野菜・肥育牛	1.13 ha	ha	野菜・肥育牛	1.13 ha	ha	30	
2 認農	109	葉ネギ・種苗	0.92 ha	ha	葉ネギ・種苗	0.92 ha	ha	109	
3 認農	110	野菜	5.73 ha	ha	野菜	12.14 ha	ha	110	
4 認農	122	水稻・麦・ニンニク	0.41 ha	ha	水稻・麦・ニンニク	0.41 ha	ha	122	
5 認就	207	露地野菜・麦	0.09 ha	ha	露地野菜・麦	0.09 ha	ha	207	
6 利用者	397	水稻	0.84 ha	ha	水稻	0.84 ha	ha	397	
7 利用者	485	水稻・野菜	0.64 ha	ha	水稻・野菜	0.64 ha	ha	485	
8 利用者	486	水稻・野菜	0.04 ha	ha	水稻・野菜	0.04 ha	ha	486	
9 利用者	487	水稻・野菜	0.31 ha	ha	水稻・野菜	0.31 ha	ha	487	
10 利用者	488	水稻・野菜	0.06 ha	ha	水稻・野菜	0.06 ha	ha	488	
11 利用者	572	水稻・野菜	0.04 ha	ha	水稻・野菜	0.04 ha	ha	572	
12 利用者	586	水稻・野菜	1.81 ha	ha	水稻・野菜	1.81 ha	ha	586	
13 利用者	600	水稻・野菜	0.39 ha	ha	水稻・野菜	0.39 ha	ha	600	
14 利用者	611	水稻・野菜	0.04 ha	ha	水稻・野菜	0.04 ha	ha	611	
15 利用者	616	水稻・野菜	0.13 ha	ha	水稻・野菜	0.13 ha	ha	616	
16 利用者	885	水稻・野菜	0.12 ha	ha	水稻・野菜	0.12 ha	ha	885	
17 利用者	903	水稻・野菜	0.33 ha	ha	水稻・野菜	0.33 ha	ha	903	
18 利用者	909	水稻・野菜	1.34 ha	ha	水稻・野菜	1.34 ha	ha	909	
19 利用者	919	水稻・野菜	0.05 ha	ha	水稻・野菜	0.05 ha	ha	919	
			14.42 ha	ha		20.83 ha	ha		

注1:「属性」欄には、認定農業は「認農」、認定新規就農者は「認就」、法人化を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」、農業協同組合は「農協」、農業支援サービス事業者(農協を除く)は「サ」、上記に該当しない農用地等を継続的に利用する者は「利用者」の属性を記載してください。
注2:「経営面積」「作業受託面積」欄には、地域計画の対象地域内における農業を担う者の経営面積、作業受託面積を記載してください。
注3:農業を担う者に位置付ける場合は、できる限りその者から同意を得ていること。
注4:作業受託面積には、基幹3作業の実面積を記載してください。なお特定農作業受託面積は、作業受託面積に含めず、経営面積に含めてください。
注5:備考欄には、農業を担う者として位置付けられた者に不測の事態に備えて、代わりに利用する者を記載するよう努めてください。

5 農業支援サービス事業者一覧(任意記載事項)

番号	事業者名(氏名・名称)	作業内容	対象品目

6 目標地図(別添のとおり)

7 基経法第22条の3(地域計画に係る提案の特例)を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数(人)	うち計画同意者数(人・%)
-------------	---------------

注1:「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。
注2:「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。
注3:提案する地区の対象となる範囲を目標地図に明記してください。

(留意事項)
農業を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続として、本人の同意なく、関係者の意見聴取や、地域計画の策定の経緯、地域計画の公告を行うことができませんが、個人情報保護法に当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記載された個人情報取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示してください。
また、市町村の公報への掲載等とは別に、インターネットの利用により関係者以外の不特定多数に対して情報を提供する場合、氏名を削除するなど配慮してください。
必要に応じて区域内の農用地の一覧を参考として添付してください。

